

## 【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
タイトル	【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引約款	約款
第 1 条 (本約款の趣旨)	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジエイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、<u>本約款で使用する本取引特有の用語は、【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）の関連箇所または用語集において説明しています。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジエイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。<u>(記載なし)</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
第 2 条 (リスクおよび自己責任の原則)	<p>外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建て MMF などのお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただいた上、<u>外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよび取引条件等を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。</u></p> <p>(1) 本取引については、取引上限がないこと。</p> <p>(2) 外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。</p> <p>(3) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。</p> <p>(4) 外国為替市場では 24 時間常為替レートが変動している（土日・一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があること。また、対円取引以外については、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスク（コンバージョンリスク）があること。</p> <p>(5) 外国為替証拠金取引では、少額の証拠金（<u>削除</u>）を拠出することで多額の取引を行うことができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがあること、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建て MMF などのお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただいた上、<u>外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。</u></p> <p>(1) 本取引については、取引上限がないこと。</p> <p>(2) 外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。</p> <p>(3) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。</p> <p>(4) 外国為替市場では 24 時間常為替レートが変動している（土日・一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があること。また、対円取引以外については、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスク（コンバージョンリスク）があること。</p> <p>(5) 外国為替証拠金取引では、少額の証拠金（<u>委託証拠金を含みます。以下同じ。</u>）を拠出することで多額の取引を行うことができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがあること、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

<p><b>第 6 条 (口座の開設および取引の適格要件)</b></p>	<p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</p> <p>(2) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。</p> <p>(3) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(4) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。契約締結前の書面</p> <p>(5) 契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領(削除)に係る書面その他の金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</p> <p>(2) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行えること。</p> <p>(3) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(4) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。契約締結前の書面</p> <p>(5) 契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領(じゅりょう)に係る書面その他の金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(省略)</p>
<p><b>第 7 条 (本取引に関する注意事項)</b></p>	<p>1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。</p> <p>(1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡は取引担当者の方に差し上げます。</p> <p>(2) 取引担当者との連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。</p> <p>2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、<u>お客さまお一人さま (法人の場合は、一法人さま) につき、一口座とさせていただきます。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。</p> <p>(1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡は取引担当者の方に差し上げます。</p> <p>(2) 取引担当者との連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。</p> <p>2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、<u>お客さまお一人さまにつき、一口座とさせていただきます。</u></p> <p>(省略)</p>
<p><b>第 8 条 (口座の開設手続および名義)</b></p>	<p>(省略)</p> <p>9. お客さまは、API 機能を、お客さま以外の第三者に対して、<u>一切開示、提供、譲渡、利用等させないものとします。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>9. お客さまは、API 機能を、お客さま以外の第三者に対して、<u>一切開示、提供、譲渡等し、または利用等させないものとします。</u></p>
<p><b>第 12 条 (注文および注文の有効期限)</b></p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象通貨、数量および約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引に係る注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。</p> <p>2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客さまが本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合には、お客さまは、電話、FAX、電子メールなどのうち<u>当社が指定する方法により、注文を行うことができるものとします。</u></p> <p>3. 本取引の注文の有効期限は、取引説明書に記載のとおりとします。</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象通貨、数量および約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引に係る注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。</p> <p>2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客さまが本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合には、お客さまは、電話、FAX、電子メールなどのうち<u>別途当社が指定する方法により、注文を行うことができるものとします。</u></p> <p>3. 本取引の注文の有効期限は、取引説明書に記載のとおりとします。</p>

<p><b>第13条 (注文の受付)</b></p>	<p>1. お客様が本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客様が Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。</p> <p>2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、<u>当社が認める場合</u>以外の注文の受付は一切行わないものとします。</p>	<p>1. お客様が本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客様が Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。</p> <p>2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、<u>別途当社が認める場合</u>以外の注文の受付は一切行わないものとします。</p>
<p><b>第27条 (報告書等の作成および提出)</b></p>	<p>1. お客様は、お客様に係る本取引の内容その他について、<u>当社が日本国の政府機関等宛てに報告</u>することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。</p> <p>2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に起因してお客さまに発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、<u>当社は免責されるものとします。</u></p>	<p>1. お客様は、お客様に係る本取引の内容その他について、<u>日本国の政府機関等宛てに報告</u>することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。</p> <p>2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、<u>当社は免責されるものとします。</u></p>
<p><b>第29条 (免責事項)</b></p> <p>(省略)</p> <p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、<u>カバー取引先</u>からの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 相場急変動等による<u>カバー取引先</u>からの異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される高値もしくは安値の表示または円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>また、相場急変動等による<u>カバー取引先</u>からのレート配信の停止または異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される高値もしくは安値の表示または円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>また、相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からのレート配信の停止または異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される高値もしくは安値の表示または円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>また、相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からのレート配信の停止または異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>(省略)</p>

<p>第 31 条 (本口座の停止または解約)</p>	<p>(省略)</p> <p>5. <u>前二項に基づく清算の後</u>、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。</p> <p>(書略)</p>	<p>(省略)</p> <p>5. <u>前二項に基づく清算の後</u>、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。</p> <p>(省略)</p>
<p>第 35 条 (個人情報の取り扱い)</p>	<p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客さまに交付する書面にて通知または当社が Web サイトにて別途公表するところに従うものとします。<u>なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法) および金融商品取引法等の関連法令に基づき、お客さまの「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて最低 10 年間保管する必要があります。</u></p>	<p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客さまに交付する書面にて通知または当社が Web サイトにて別途公表するところに従うものとします。<u>(記載なし)</u></p>